会員倫理規程

2005年5月11日制定

第1条(目的)

本規程は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会(以下、「協会」という)の会員が遵守すべき職業倫理の規範を定めることを目的とする。

第2条(基本原則)

会員は、公正かつ公平な情報セキュリティ監査が実施され、情報セキュリティ監査制度 が社会にとって有益なものとして機能するために行動することを基本原則とする。

第3条 (会員の基本的責務)

- 1. 会員は、情報セキュリティ監査制度の普及促進、監査技術の向上、監査主体の質の向上、ならびに監査制度の国際標準の調査研究や改善提言への協力を通じて、情報セキュリティ監査制度の健全な発展に寄与しなければならない。
- 2. 前項の目的を達するため、会員が情報セキュリティ監査業務を行うに際しては、外 観上の独立性、精神上の独立性、誠実性、秘密保持に努めなければならない。

第4条(法令遵守)

会員は、法令を遵守するとともに、違法行為ならびに反社会的行為もしくはそれらの行 為を幇助することを行ってはならない。

第5条(協会の社会的信頼の維持)

会員は、協会の信用を傷つけ、または協会全体の不名誉となるような行為を行ってはな らない。

第6条(協会の会員相互の倫理)

会員は、他の会員の信用を傷つけるような行為を行ってはならない。

第7条(指揮命令)

会員は、雇用関係にかかわらず、その監督下にある情報セキュリティ監査を行う者に対し、専門能力を発揮し、適正な情報セキュリティ監査を行うよう指揮命令を行わなければならない。また専門能力の向上に向け、適切な教育研修を実施するよう努めなければならない。

第8条(品質管理)

会員は、組織体制を整備し、また情報セキュリティ監査を行う者が情報セキュリティ監査基準、情報セキュリティ管理基準及び協会の定める技術指針に沿い監査を実施し、常に一定水準以上の品質を確保するために適切な指導監督を行うなど、その品質管理に努めなければならない。

第9条(紛争審査への協力)

会員は、情報セキュリティ監査に関して被監査主体より苦情が提起された場合には、その解決に向けた協会の行う紛争審査活動に協力しなければならない。

第10条(監査品質審査への協力)

会員は、協会の行う監査品質審査活動に対し、その求めに応じて情報提供を行うなど、 これに協力しなければならない。

第11条 (懲戒)

- 1. 協会は、協会の会員が本倫理規程に違反した場合には、理事会の決定により、協会からの除名、資格停止または戒告を行うことができる。
- 2. 理事会が前項の処分を行う際には、審査委員会の裁定を経ることとする。

第12条 (規程の変更)

本規程の改定は理事会の議決による。

第13条 (その他)

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則 本規程は、2005年5月11日より適用する。